農業体験ツアー運営委託業務プロポーザルに関する質疑書に対する回答

１．高知県に本店、支店を持っていないため、高知県税に係る納税証明書（全税目）が提出できない。代わりに都道府県税に係る納税証明書の提出でもよいか？

【回答】

・本店等が所在する都道府県税に係る納税証明書をご提出ください。

２．「高知県の農業に興味がある50歳未満の者15名程度を確保すること。」と仕様書にあるが、農業体験ツアー2回で15名という認識で合っているか？

【回答】

・１回ごとに15名程度を目標としています。

３．仕別紙第１号様式に「提出期限：令和７年７月７日（木）17時（必着）」と記載があるが、本文には、別紙第１号様式の提出期限は令和７年７月4日（金）17時（必着）」とある。どちらが正しいか？

【回答】

・本文に記載した、「令和７年７月4日（金）17時（必着）」でお願いします。

　なお、HPの募集要領を修正しましたので、様式を再度DLしてご利用ください。